

# 保育者の子ども理解における保育記録に関する研究

池田 愛・坂田 和子

A study of childcare records for nursery teachers' understanding of children

Ai IKEDA and Kazuko SAKATA



# 保育者の子ども理解における保育記録に関する研究

池田 愛\*・坂田 和子\*\*

A study of childcare records for nursery teachers' understanding of children

Ai IKEDA and Kazuko SAKATA

## 概要

本研究は、保育所、幼稚園、認定こども園を対象に保育者が振り返りを行う記録や書類に関わるものについて、保育記録を子どもと保育者、子どもと家庭、子どもと地域との対話として、子ども中心に生態学的システム論に位置づけ整理・類型化することを目的として検討した。その結果、4つのカテゴリーに分類され、12の下位カテゴリーに類型化された。保育者の振り返りに使用する保育記録や書式はさまざまであり、これらの保育記録や書式を利用し保育者は振り返りを行っているがどのような目的や視点で行っているかについてはそれぞれの園で異なっていた。また、日々の記録としての保育記録をそれぞれの関係性での対話として捉えると、子どもの育ちを喜び合う一つのツールとして保育記録を捉えることができる。そして、子ども中心に保育の実践を考えることは、就学前の全ての園種で同様であることが示唆された。

キーワード：保育者、子ども理解、保育記録、生態学的システム論

## 問題・目的

### 1. 保育者における子ども理解と保育記録

保育において、子ども理解や幼児理解は、保育実践を展開していくなかで出発点として捉えられている。文部科学省（2010）の幼児理解と評価の中で、幼児理解とは、「幼児の行動を分析・解釈することや一般化された幼児の姿を基準として優劣を評価することではなく、幼児と直接触れ合う中で、言動や表情から思い・考えなどを理解しかつ受け止め、その幼児の良さや可能性を理解しようとする」と定義されている。このように文部科学省が管轄している幼稚園では幼児に対する理解を「幼児理解」と定義しているが、園種に関係なく保育者が子どもを理解する過程は「子ども理解」と呼ばれている。

保育は2度と同じことが起こらないこと一過性の現象であることや計画を立てるが計画通りにいかないなど、保育を再現することは不可能である。岸井（2017）は、保育の特性として、今日の保育は1回限りであり、再現不可能であること、自分自身の保育について自分では見えないこと、保育のプロセスの重要性、保育者と子どもとの関係性で成り立っていること、個をとらえながら全体をとらえることの重要性を述べている。さらに、保育を振り返ることは、「自らの保育実践の振り返り」及び「子どもの変容する姿を捉えること」の2の側面（厚生

労働省, 2017)、「教師の指導」及び「幼児の発達の理解」の2つの側面から捉えることが重要である（文部科学省, 2017）。特に「子どもの変容する姿を捉える」「幼児の発達の理解」は、ある活動から次の活動の多様な展開を想定し、学びや経験をつないでいき、振り返りや自己評価を指導計画や保育実践に活かしていくことが求められている。

子ども理解には、保育者が子どもを観察すること、子どもの育ちを記録に残すこと、子どもとの関わりを通して、保育者自身の保育についてふりかえりや省察を行うなど、様々な方法がある。その中で日常的に子どもの姿を継続してとらえていく子ども理解の方法として保育記録の活用がある。保育記録には、保育日誌など日々の記録が保育所において監査の対象となるものや、保育実践の記録、小学校へ提出する要録など、さまざまな種類の記録がある。今井（2009）は、保育記録を「なぜ、書くのか？」という問いに対し、保育記録の意義を3点指摘している。具体的には、「実態を具体的に把握し適切な援助につなげるため」、「書くことで『第三の視点』がうまれ客観視できるようになる」、「記録によって、子どもの行為の意味や内面を理解する」ことである。また、河邊（2005）は、「保育に生きる記録の特徴」を紹介し、「記録が次の保育構想につながること」「記録をすることによって自分の保育に対する枠組みを自覚し、広げるこ

\* 福岡女学院大学大学院人文科学研究科

\*\* 福岡女学院大学

と」の2点を挙げている。このように、保育記録の意義は、子ども理解、保育や保育者自身の保育観の自覚化および客観視、保育実践の改善、組織における保育の共有の4点にまとめることができる。

その他に、小笠原（2019）は、保育実践で作成されている保育記録と保育計画や子ども理解・評価との関連について保育記録の内容分析に関する先行研究を分析対象とし、検討を行っている。その結果、保育記録の内容として、「障害児あるいは発達に気になる幼児」「保育の質」「保育者養成」「園内研究・研修」「保育記録の手法」「発達との関連性」「保育者との関係」の7つのテーマに分類されており、保育記録の様式や内容は、園や保育者により多様性があることやそれらを共有するために体系化や客観的な記録が必要であることが示唆されている。

日本における幼児教育施設は、保育所、幼稚園、認定こども園に関して、保育所では、2009（平成21）年に「保育所における自己評価ガイドライン」が示され、2020（令和2）年改訂予定であり、幼稚園では、2008（平成20）年に「幼稚園における学校評価ガイドライン」が示され、幼稚園は2011（平成23）年に改訂版が出され、子どもの姿から計画を立てることが共有化されてきている。児童福祉法第3章「事業及び施設」第46条に「行政庁は、設営・運営等の最低基準を維持するため、児童福祉施設の長、里親及び保護受託者に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を調査させることができる」と示されているように、保育所では、監査が義務付けられている。また、幼稚園は、学校教育法に定められており、監査は必要に応じて都道府県が実施することになっている。幼保連携型監査では、認定こども園法第3章「幼保連携型認定こども園」第19条に「都道府県知事は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置もしくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は該当職員に関係者に対して質問させ、若しくは、その施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を調査させることができる。」としている。

また、子ども子育て支援新制度に伴い、「施設監査」と「確認監査」が新たに設けられた（内閣府、2016）。施設監査の主な監査内容としては、「教育・保育環境の整備に関する事項」、「教育・保育内容に関する事項」、「健康・安全・給食に関する事項」である。まず、教育・保育環境の整備に関する事項の内容としては、「①学級編成及び職員配置の状況、②認可定員の遵守状況、③園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等、④教育・保育を行う期間・時間 ⑤職員の確保・定着促進及び資質向上の取組（労働条件の改善、研修の計画的実施等）」である。次に、教育・保育内容に関する事項は、「①教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成、②指導計画

の作成、③小学校教育との円滑な接続、④子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携」などである。最後に、健康・安全・給食に関する事項として、「①健康の保持促進に関する取組状況、②事故防止・安全対策に関する取組状況、③給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況」となっている。

確認監査の主な監査内容は、「利用定員に関する基準、運営に関する基準、給付に関する事項」となっており、運営に関する基準として、「①内容及び手続きの説明及び同意、②応諾義務・選考、③小学校との連携、教育・保育の提供、評価、質の向上、④利用者負担の徴収、⑤事故防止及び事故発生時の対応、再発防止、⑥利用定員の遵守、⑦地域との連携、⑧会計の区分、⑨各種記録（職員、設備及び会計、教育・保育の提供計画等）の整備」となっている。また、給付に関する事項として、「①地域区分、定員区分、設定区分・年齢区分、②基本分単価、③各種加算事項、④各種加減・乗除調整事項」となっている。

このように、監査は、幼児教育施設のすべてに対して実施することが求められているが、それぞれの施設の種類によって異なっている。さらに、新制度において、「施設給付型」及び「地域型保育給付」が創設され、2つの給付制度に基づき、従来各行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育所に対する財政支援の仕組みが共通化されている。施設給付型に伴い、監査対象の記録類が増加し、保育士の仕事の中で事務的な仕事に割く時間が増大しており、休憩時間などを利用し、事務作業をせざるを得ない状況や残業の増大が考えられる。

現在、会計については、新制度に移行せずに私学助成金を受けている幼稚園は、会計に関して、書類を作成し、公認会計士、監査法人の監査報告書を添付し、都道府県に提出することが求められているが、新制度に移行していない幼稚園や保育所は会計監査が義務化されていないのが現状である。

このように、評価や監査においても様々な異なる書類が存在している。

## 2. 学びの実践記録と省察プロセス

上村（2012）は、保育実践を高めるために、子どもの育ちに基づき保育計画・実践・省察プロセスについて考察を行っている。保育記録と個人ノートの資料を分析対象とし、「集団としての育ち及び抽出児の育ち」の2点を分析の着眼点としている。その結果、「①子どもの育ちの芽生えを見極める」、「②学びや遊びの意味を吟味する」、「③集団の協同性を生かしながら個の育ちを保障する」、「④保育者としての揺らぎを受け入れる」という4つの視点を保育者が意識することが重要だと述べている。

ニュージーランド、スウェーデンでは、生活を基盤とした遊びを学びの記録として表す実践記録が子ども理解のツールになっており、本邦でも活用している園が増え

てきている。北野（2019）は、子どもの遊びや生活の中の育ちや学びの姿をみとり分析する方法として、保育者の省察に焦点を当てて事例を紹介している。具体的には「保育者自身の省察記録を資料として活用した事例～神戸大学付属幼稚園～」、「保育者自身の省察にあたり幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿の分析指標とした活用した事例」、「同一の振り返り資料を活用した事例」である。保育者自身の省察記録を資料として活用した事例では、神戸大学付属幼稚園の省察による子どもの記録をもとにした「保育カンファレンス」を中心とした「実践研究」を通して、カリキュラムの開発を行っている。カリキュラム開発を行うにあたり、保育実践の省察に基づく子ども理解をもとにし、KJ法による分類を行い、10視点のカリキュラムが開発されている。保育者自身の省察にあたり幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿の分析指標とした活用した事例では、2017年に改訂（改定）された要領や指針について、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明示され、小学校とのなだらかな接続が一つのポイントであるとし、幼児教育と小学校教育の重要性に焦点を当て、10の姿は到達目標ではなく、育ちにつながる豊かな経験が保障されることであるとしている。そこで、各地で保育者が10の姿を活用しドキュメンテーション等を作成していることを紹介し、ドキュメンテーションが時系列的に育ちの姿を共有できることや子どもの豊かな育ちや学びの経緯を記録することは、その経験の中で特にどういった育ちの姿が現れることなどの特徴がある。同一の振り返り資料を活用した事例では、個々の子どもの豊かな育ちと学びを分析し、同一の資料を活用して行うことが可能となると考え、10の姿を活用した実践を振り返り資料を作成している。

ニュージーランドでは、ナショナルカリキュラムとして作成されたテ・ファリキを参考にし、保育記録として作成されたラーニング・ストーリーで「学びの物語」（カー、2013）が注目されている（橋川、2014；飯野、2018；佐藤、2019）。ラーニング・ストーリーとは、子どもの学びをアセスメントする評価方法となり、子どもの学びの成果をチェックリストで評価するのではなく、保育者や家庭が子どもの「学びへ向かう構え」に着目し、その姿をナラティブな方法で評価していく方法である。日本では、アセスメントは評価と訳され、子どもの学びの結果を査定し、学びの結果をチェックリストで評価することが多い。橋川（2014）は、ニュージーランドにおいて開発された「テ・ファリキ」とラーニング・ストーリーの活用方法をアメリカの実例から、日本において1歳児らが生み出す具体的場面とそれを見守る保育者の姿を明らかにしている。その結果、ラーニング・ストーリーは、子どもがモノとかかわり、環境を切りひらくまでの過程を具体化する手立てであること、その過程に真摯に向き合う保育者の共感的見守りが子どもの挑戦を持続させる状況を作りだしていることを示している。飯

野（2018）は、ニュージーランドのカリキュラムである、テ・ファリキが交付されて以降の20年に焦点を当て、この期間、ニュージーランド政府の幼児教育に対する政策について「質保障」と「質評価」をどのように展開し、子どもの「学び」をどのように位置づけ評価してきたのかテ・ファリキを取り巻く状況から検討を行っている。その結果、ニュージーランドの幼児教育は知識経済に依拠した幼児教育政策の展開を試みようとする政府側の勢力と、確固たる哲学や展望を抱きそれを実現させようとする研究者・実践者側の勢力との対立軸を背景に色づけられていると考察している。また、佐藤（2019）は、ニュージーランドの保育所や幼稚園などの幼児教育施設を訪問し、記録や評価、保育計画のあり方について報告し、訪問した視察先においてどこの施設もラーニング・ストーリーを用いた保育記録を行っていたことを確認している。加えて、日本において、未満児の保育について重要だと言われてきている中で保育者が担う役割として、保護者との関わりや子育て支援の重要性を述べており、ニュージーランドで実践されている記録・評価・カンファレンスの実際を紹介し、家庭との連携について言及している。このように、学びを可視化の試みが各園で行われているがその評価も様々であることが示唆されている。

### 3. 子ども理解の視点として：生態学的システム論

現在、子どもを中心に保育を行うときにどのような観点や接近法が有効かを検討するために、個体と環境との間の関係や交流に注目し、両者をまとめ分析する方法として、生態学的システム論による理解を挙げることができる。また、生態学とは、「生物と環境、または生物同士の相互作用を理解しようとする学問です。生物はさまざまな形で周囲の環境と関わりを持つと同時に、多数の生物種とも相互作用しながら生活しています。何百万とも何千万とも推定される生物種の「生活の法則」を解明することが生態学の目的」と記載されている（日本生態学会、2020）。

ブロンフェンブレンナー（1979）は、子どもとしての人間発達のプロセスにおいて、絶えず変化する家庭、社会、文化、歴史的な脈絡の中におけるシステムとしてとらえ、子どもを取り巻く環境が変化する4つの要素（マイクロシステム、メゾシステム、エクソシステム、マクロシステム）から構成される生態学的システム論を提唱している（図1）。

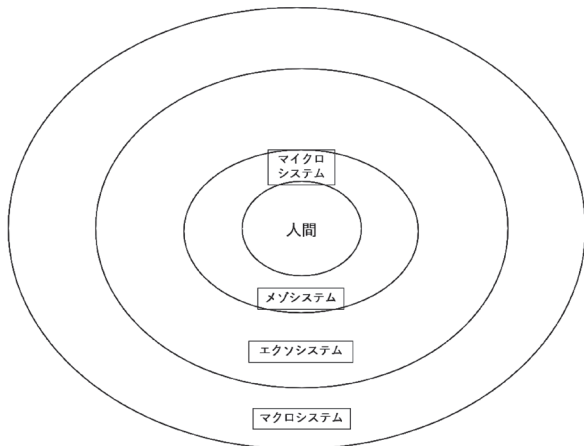


図1 生態学的システム論 (Bronfenbrenner, 1979)  
を参考に著者が作成

人間の発達には積極的で成長しつつある人間とし、そうした発達しつつある特性との間に相互作用が形成されると考えられている (Bronfenbrenner, 1979)。Bronfenbrennerは生態学的システム論を以下のように定義している。

マイクロシステムは、「特有の物理的、実質的特徴を持っている具体的な行動場面において、発達しつつある人が経験する活動、役割、対人関係のパターン」である。定義の中で使用されている行動場面について、「行動場面とは、人々が対面的相互作用を容易に行うことのできる場所である一家庭、保育園、遊び場など。活動、役割、対人関係といった要因は、マイクロシステムの要素、つまりマイクロシステムを構成する素材である」と述べ、マイクロシステムの定義の中で重要なものとして「経験」という用語をあげている。Bronfenbrennerは、経験は、「いかなる環境も科学的に問題となる側面は、その客観的な特徴といった側面だけでなく、その環境にいる人々がそれらの特徴をいかに知覚するのかといった側面を含んでいることを示すために用いられている」としている。

メゾシステムは、「発達しつつある人が積極的に参加している二つ以上の行動場面間の相互作用関係からなる(子どもにとっては、家族と学校と近所の遊び仲間との間にある関係であり、大人にとっては、家族と職場と社会生活との間にある関係)。メゾシステムはマイクロシステムのシステム」のことである。Bronfenbrennerは、メゾシステムの具体的な例として、「発達しつつある人が新しい行動場面に入る時には何時でも、メゾシステムが形成され拡大される。その主要な連環は別にして、相互の連携は多様な形態をとり得る。両方の行動場面に積極的に参加している他の人々は、社会的ネットワークの中の連環、行動場面間や現象学的領域の中での公式・非公式なコミュニケーション、他の行動場面についてある行動場面の中に存在している知識や態度の程度や内容を媒介する」を挙げている。

エクソシステムは、「発達しつつある人を積極的な参加者として含めていないが、発達しつつある人を含む行動場面で生起する事に影響を及ぼしたり、あるいは影響されたりするような事柄が生ずるような一つまたはそれ以上の行動場面」のことである。幼い子どものエクソシステムの具体例として、「両親の職場、兄弟の通っている学級、両親の友人ネットワーク、地域の教育委員会の活動等が含まれる」ことをあげている。

マクロシステムは、「下位文化や文化全体のレベルで存在している、あるいは存在しうるような、下位システム(マイクロ、メゾ、エクソ)の形態や内容における一貫性をいい、こうした一貫性の背景にある信念体系やイデオロギーに対応するもの」である。具体的な例としては、「ある社会の中でフランスでは一託児所、学校の教室、公園の遊び場、カフェ、郵便局などは、それぞれが同じように見えるし機能しているように思えるが、合衆国のそれらとは異なったものである。まるでそれぞれの国の中で、さまざまな行動場面が同一の青写真から組み立てられているかのようである。形態における類似した特徴は、マイクロシステムを超えた各レベルでもあらわれる」と述べている。それぞれの社会の中で一貫した特徴パターンについて、「二つの国において、家庭、保育園、近隣、職場やそれらの間の関係は、裕層な家族と貧しい家族にとって同じではない」とし、このような関係を「マクロシステムの現象」を表していることになっている。加えて、マクロシステムの定義において、「存在しうる」という言葉を用いているが、なぜ、存在しうるかと用いたかについて「マクロシステムの概念を現状から脱した将来に対する可能な青写真にまで拡張させたかったからである」とのことである。

これらを踏まえ、本研究では、急速に変化している現在の社会情勢を踏まえ、Bronfenbrenner (1979)の生態学的システム論に保育記録を位置づけ、子どもと保育者、子どもと家庭、子どもと地域との対話として園で活用している保育記録を、厚生労働省 (2019)を参考に子ども中心に配置する試みを行うことを目的とする。

## 方法

### 調査対象園

保育所 (園) 5園、幼稚園 2園、認定こども園 2園

### 調査時期

2018年2月から2019年11月

### 手続き

各園に伺い、園 (施設) 長へ直接研究についての説明を行い、協力可否について確認した。協力園には、保育に関わる記録や書類に該当すると思われるものを提出してもらい、調査者が直接回収あるいは郵送してもらった。なお、保管・破棄について説明を行い、各保育記録や書類は個人情報情報を省いた。また、保育記録や書類については、園 (施設) 長や主任等から説明や補足を受けた。

分析方法

子どもを取り巻く影響を絶えず変化する家庭、社会、文化、歴史的な脈絡の中におけるシステムとしてとらえた、ブロンフェンブレンナーの生態学的システム論に保育記録を位置づけ、子どもと保育者、子どもと家庭、子どもと地域の観点に基づき、保育の対象・目的に分類を行った。

なお、分類にあたっては、事前に収集された保育記録等と別のものを使い、保育者経験のある大学院生1名と一致率を算出した。一致率は90%であった。

分類の定義は以下の通りである。

**マイクロシステム**：園、家庭、地域など、記録が直接的に関わってくる場面（記録とシステムが相互作用する場面）である。特に1人の子どもを中心に記録しているものや保育者自身のふりかえりとしての記録の関係が示されている場合はここに位置づけられる。

**メゾシステム**：園、家庭、地域など、記録が直接的に関わる間の相互関係からできるシステム（記録と園・記録と家庭の相互作用、記録と園・記録と地域の相互作用、記録と家庭・記録と地域の相互作用）である。特に、子どもと保育者、子どもと家庭、子どもと地域の関係が示されている場合はここに位置づけられる。

**エクソシステム**：記録内容が直接関わりはないが、保育者を介して、その記録に影響を与えるシステムである。特に、記録を書いていない保育者がその記録をみて、情報共有関係が示されている場合はここに位置づけられる。

**マクロシステム**：マイクロシステム・メゾシステム・エクソシステムの形態や内容における「一貫性」を示すシステム。また、国の民族や文化、下位文化である。特に、国が定めている指針や要領が示されている場合はここに位置づけられる。

結果

それぞれの園で使用されている保育記録に該当する書類について回収を得ることができた書式に関わるものをKJ法により分類し、生態学的システム論の観点からとらえた。生態学的システム論の特徴を踏まえ、「マイクロシステム」「メゾシステム」「エクソシステム」「マクロシステム」の4つのカテゴリーに分類され、12の下位カテゴリーに類型された（表1）。

表1 生態学的システム論の観点からの保育記録の分類

生態学的システム論の観点	保育記録の特徴
マイクロシステム	・子どもの育ち ・子どもと共有 ・保育者自身のふりかえり ・保育者同士のふりかえり
メゾシステム	・保育者同士で共有 ・保護者への発信（保育室内） ・保護者への発信（廊下・玄関） ・保護者と共有
エクソシステム	・地域への発信（廊下・玄関） ・教育課程・全体的な計画
マクロシステム	・保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・保育所児童保育要録（保育に関する記録）

まず、マイクロシステムに該当する記録や書式については、「子どもの育ち」「子どもと共有」「保育者自身のふりかえり」「保育者同士のふりかえり」の4つの下位カテゴリーに類型された。

次にメゾシステムに該当する記録や書式については、「保育者同士で共有」「保護者への発信（保育室内）」「保護者への発信（廊下・玄関）」「保護者と共有」の4つの下位カテゴリーに類型化された。

さらに、エクソシステムに該当する記録や書式については、「地域への発信（廊下・玄関）」、「教育課程・全体的な計画」の2つの下位カテゴリーに類型化された。

最後に、マクロシステムに該当する記録や書式については、「保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所児童保育要録（保育に関する記録）」の2つの下位カテゴリーに分類された。

それぞれの保育記録を生態学的システム論の観点による記録・書式の類型化したものは下記の通りである（図2）。

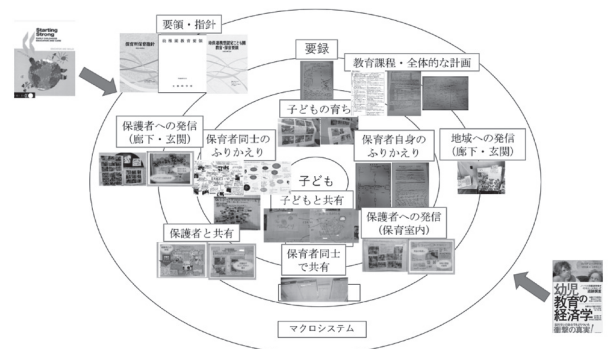


図2 生態学的システム論の観点による記録・書式の類型化

このように保育記録を生態学的システム論に位置づけると図2のようになり、生態学的システム論のように、家庭、社会、文化、歴史的な文脈からの影響を受けている。

## 考察

保育者が子どもの姿を継続してとらえていく子ども理解の方法として保育記録を活用することで、保育者自身の保育について考えるきっかけになること、保育実践の改善につながるなど子ども理解の一つの方法となっている。保育者の子ども理解について、小笠原（2019）は保育記録の内容分析を行い、保育記録がどのような意味を持っているのかをキーワードごとに分類しているが、分類区分は研究の視点によって様々である。保育記録は保育者だけでなく、保護者や地域との対話として発信することで、子どもの生活や学びを知るきっかけとなり、子どもを取り巻く環境の中での子どもに対する見方が変わってくると考えられる。

日々の記録としての保育記録について、生態学的なシステムに内包されるそれぞれの関係性での対話として捉えると、子どもの育ちを喜び合う一つのツールとして保育記録を捉えることができるかもしれない。そして、就学前の全ての園・施設種において、子ども中心に保育の実践を考えることは、生態学的なシステムの立場から検討する余地があることが示唆された。

## 引用文献

- 1) Carr, Margaret, Assessment in Early Childhood Settings, : Learning Stories, SAGE Publications. (2001). マーガレット・カー（著）大宮勇雄・鈴木佐喜子（訳）(2013)『保育の現場で子どもをアセスメントする 「学びの物語」「アプローチの理論と実践」』ひとなる書房
- 2) U プロンフェンブレナー. (1979). The ecology of human development: Experiments by nature and design. Cambridge, MA:Harvard University Press. プロンフェンブレナー, U 磯貝芳朗・福富護 (1996)「人間発達の生態学—発達心理学への挑戦」川島書店
- 3) 橋川喜美代 (2014). 保育記録から見た学びの生成と保育者の共感的見守り—テ・ファリキとラーニング・ストーリーを通して—兵庫教育大学研究紀要, 45, 19-29.
- 4) 岸井慶子 (2017). 「保育の視点がわかる 観察にもとづく記録の書き方」中央法規出版
- 5) 北野幸子 (2019). 子どもの育ちや学びの姿をみとり分析する資料の活用事例～保育実践におけるセンシングのこれから～ 子どもと発育発達, 16 (4), 225-230.
- 6) 國京恵子 (2018). 保育現場における記録方法の検討 生涯発達研究, 10, 85-91.
- 7) 厚生労働省 (2017). 「保育所保育指針」 フレーベル館
- 8) 厚生労働省 (2019). 子ども中心に保育の実践を考える～保育所保育指針に基づく保育の質向上に向けた実践事例集～〈<https://www.mhlw.go.jp/content/000521634.pdf>〉(2019年10月21日)
- 9) 河邊貴子 (2005). 「遊びを中心とした保育—保育記録から

読み解く「援助」と「展開」』萌文書林

- 10) 文部科学省 (2010). 「幼稚園教育指導資料第3集 幼児理解と評価」ぎょうせい
- 11) 文部科学省 (2017). 「幼稚園教育要領」フレーベル館
- 12) 内閣府 (2016). 子ども・子育て支援新制度説明会 配布資料 資料7 新制度における指導監査等について 〈<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h280127/pdf/s7.pdf>〉(2019年10月21日)
- 13) 日本生態学会 (2014). “生態学”とは何か 〈[https://www.esj.ne.jp/esj/what\\_ecol/index.html](https://www.esj.ne.jp/esj/what_ecol/index.html)〉(2020年2月16日)
- 14) 小笠原明子 (2019). 保育記録の分析にかかわる研究の動向と展望 長野県立大学紀要こども学研究, (1), 29-38.
- 15) 佐藤純子 (2019). ラーニング・ストーリーを用いた子育て支援 (記録・評価・カンファレンス) —ニュージーランドの実践報告を通じて 淑徳大学短期大学部研究紀要, 59, 125-132.
- 16) 今井和子 (2009). 「保育を変える記録の書き方 評価のしかた」ひとなる書房

## 謝辞

本論文は、福岡女学院大学人文科学研究科に、2019年度修士論文として提出したものの一部を加筆修正したものである。

本論文の作成にあたり、日々の保育でお忙しい中、調査に御協力いただきました保育所、幼稚園、認定こども園の先生方に心より深く感謝申し上げます。